令和４年１１月８日
学　　務　　課

議会の委任による専決処分の報告
（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

１　主旨
　令和４年９月９日開催の教育委員会において、自動車事故の発生として報告した事案について、相手方との示談交渉がまとまり、地方自治法第１８０条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

２　事故の概要
（１）発生日時　　令和４年８月２３日（火）　午後４時２０分頃
　　（天気：晴れ）

（２）発生場所　　山梨県大月市大月町花咲
　　中央自動車道河口湖線上り大月 JCT 付近

（３）相手方　　乙（[redacted]）

（４）事故内容　　世田谷区（以下「甲」という。）学務課の職員が運転する区車両（小型乗用車）が、世田谷区立河口湖林間学園での打合わせを終え世田谷区役所に向かっていたところ、中央自動車道河口湖線上り大月 JCT 付近で発生していた道路渋滞に入った。その後、渋滞の中を５０分ほど走行していたところ、学務課職員の前方不注意により、甲車両の前に停車していた乙車両に甲車両が低速で追突した。

（５）損傷の程度　甲　人身：なし
　　物損：車両前部バンパー損傷
　　乙　人身：なし
　　物損：車両後部ドア損傷

（６）過失割合　　甲１０割・乙０割

３　相手方への損害賠償額　１，０３３，６３７円
　　（自動車保険により、全額補填される。）

４　専決処分日　　令和４年１０月２４日

位置図

大月
IC
中央
自動車道
稲村神社
西方寺
大月インター入口
NECプラットフォームズ大月事業所
事故発生場所
Jct
大月
20
ハイツ卯月
体院
笹子川
善福寺
太陽建機レンタル大月(支)
前沢集会場
大月署
三軒屋
大月町花咲

現場説明図

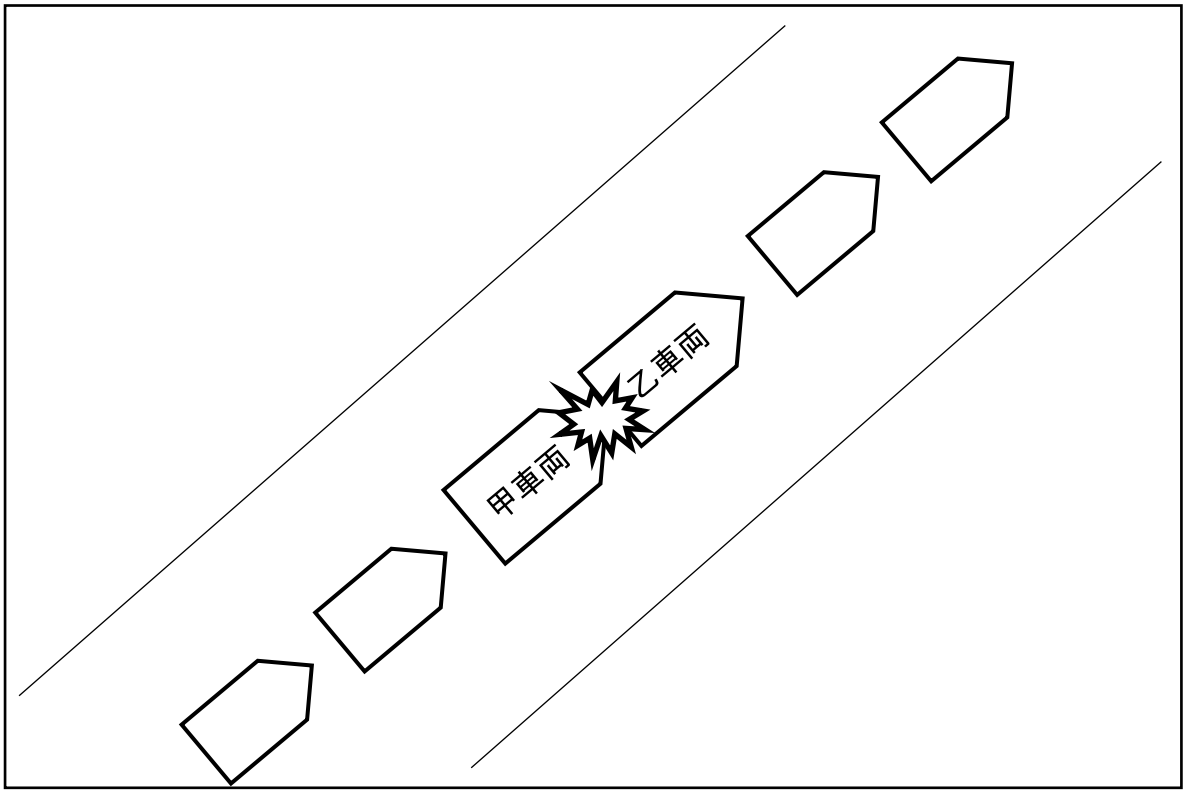
甲車両
乙車両